第六十四条第一号中「総務課」を「人事教育課」に改める。

第七十七条中「人事部　運用支援・情報部」を「人事教育部　運用支援・訓練部」に、「教育訓練部」を「指揮通信システム・情報部」に改める。

第八十一条の見出しを「（人事教育部の分課）」に改め、同条中「人事部」を「人事教育部」に、「人事計画課」を「人事教育計画課」に改める。

第八十二条の見出しを「（人事教育計画課）」に改め、同条中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改め、第七号及び第八号を次のように改める。

七　教育訓練計画に関すること（統合幕僚監部及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

八　学校及び教育訓練関係の部隊の業務の総合運営に関すること。

第八十二条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第八十三条中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改める。

第八十五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「恩給」の下に「及び退職手当」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　職員の給与に関すること。

第八十五条に次の一号を加える。

六　若年定年退職者給付金に関すること。

第八十六条の見出しを「（運用支援・訓練部の分課）」に改め、同条中「運用支援・情報部」を「運用支援・訓練部」に、「情報課」を「訓練課」に改める。

第八十七条第一号中「第五十八条第二十二号」を「第五十八条第十二号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「第五十八条の二第一号及び第六号」に改める。

第八十八条を次のように改める。

（訓練課）

第八十八条　訓練課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育訓練用器材の取得及び配分の計画に関すること。

二　教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

三　部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

第八十九条中「情報通信・研究課」を「防衛協力課」に改める。

第九十条中「第一号から第三号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同条第一号中「こと」の下に「（統合幕僚監部及び防衛協力課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四号を第十一号とし、第三号の次に次の七号を加える。

四　防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

五　部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。

六　装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「陸上装備品等」という。）に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。

七　陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

八　防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

九　前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

十　陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第九十一条を次のように改める。

（防衛協力課）

第九十一条　防衛協力課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関すること。

二　防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。

三　第一号に掲げるもののほか、軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

第九十八条から第百条までを次のように改める。

（指揮通信システム・情報部の分課）

第九十八条　指揮通信システム・情報部に、次の二課を置く。

指揮通信システム課

情報課

（指揮通信システム課）

第九十九条　指揮通信システム課は、次に掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

二　通信の計画及び監理に関すること。

三　電波の使用計画及び監理に関すること。

四　暗号に関すること。

五　写真（航空写真を除く。）に関すること。

六　部内の事務の総括に関すること。

（情報課）

第百条　情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第二十三条第四号に規定する情報（陸上自衛隊に係るものに限る。）の収集整理及び配布に関すること。

二　防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三　地図及び航空写真に関すること。

四　第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

第百一条第二号中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改める。

第百二十一条第一号及び第百五十三条第一号中「第五十八条第二十二号」を「第五十八条第十二号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「第五十八条の二第一号及び第六号」に改める。

第百七十九条第一項中「二人」を「一人」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「施設団又はこれに準ずる隊」を「施設団」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年三月二十七日から施行する。

防衛大臣　稲田　朋美

内閣総理大臣　安倍　晋三